

大阪地裁

連帯労組の請求をすべて棄却

広域協組と同役員に対する損害賠償請求・差止請求

大阪地方裁判所は2023年11月22日、連帯労組関生支部が大阪広域生コンクリート協同組合（以下「広域協組」）とその役員ら4名に対して訴えていた「損害賠償請求及び差止請求」事件について、連帯労組関生支部の訴えをすべて棄却する判決を下しました。

この事件は、連帯労組関生支部が2017年12月12日におこなった「ストライキ」と称する行動に端を発して、広域協組側がとった「個別交渉および割当制限」などの行為に対して、連帯労組関生支部が損害賠償を求めて訴えていたものです。

連帯労組関生支部は、大阪地裁は、損害賠償請求の可否を判断するにあたり、その発端となった連帯労組関生支部が2017年12月12日におこなったストライキと称する行動（以下「12・12スト」）について、具体的経緯を示しながら総括し、たうえでその評価を述べています。

「12・12スト」は
金銭（環状整備費）
目的

地裁判決の特徴は、その目的と様態の二つの面から「12・12スト」を評価し、正当な労働争議ではなく、「違法」と判断したことです。

「12・12スト」の目的は、「緊急の課題である輸送運賃の引き上げと広域協組の民主化にある」と主張していましたが、判決は、対象となった事業所には連帯労組関生支部の組合員がいないことなどをあげ、そのどちらも正当な争議行為の目的とは

(次ページに続く)



「12・12スト」と称して5日間の出荷妨害

連帯労組の「ゼネスト」と称する行動は
利権目的、業務妨害で違法

